

伊勢原市死者情報の提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の死者情報の提供（以下「情報提供」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 伊勢原市情報公開条例（平成15年伊勢原市条例第21号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定するものをいう。

(2) 行政文書 条例第2条第1項に規定するものをいう。

(3) 死者情報 死者に関する情報であって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第2条第1項各号に掲げるもののうち、実施機関が保有する行政文書に記録されたものをいう。

(申出をすることができる者及び申出対象情報)

第3条 別表第1の遺族等の区分の欄に掲げる者（以下「遺族等」という。）は、同表の申出対象情報の欄に掲げる死者情報に限り、情報提供の申出（以下「申出」という。）をすることができる。

2 別表第2の代理人の区分の欄に掲げる者（以下「代理人」という。）は、遺族等に代わって申出をすることができる。

(申出)

第4条 申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、情報提供申出書（第1号様式）を実施機関に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申出者は申出者本人であることを確認することができる書類（以下「本人確認書類」という。）及び申出に係る死者（以下「当該死者」という。）が死亡していることを確認することができる書類として別表第3に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 申出者は、遺族等と当該死者との関係を確認することができる書類として別表第1に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

4 第1項の場合において、代理人は、前2項に掲げる書類のほか、代理人であることを証する書類として別表第2に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

5 申出者は、情報提供申出書の送付による申出の際、前3項に掲げる書類のほか、申出者の住民票の写し（原本）その他本人確認書類に記載された本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類であって、申出をする日前30日以内に作成されたものを提出しなければならない。

(情報提供)

第5条 実施機関は、前条の規定による申出があったときは、申出に係る死者情報（以下「当該死者情報」という。）に次の各号に掲げる情報（以下「非提供情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、申出者に対し、当該死者情報を提供することができる。

- (1) 遺族等の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 当該死者以外の個人（以下この号において「その他の個人」という。）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等によりその他の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、その他の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号（保護法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。）が含まれるもの又はその他の個人を識別することはできないが、情報提供することにより、なおその他の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として遺族等が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、情報提供することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等（保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人（保護法第2条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は遺族等以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、情報提供することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 情報提供することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、情報提供しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として情報提供しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、情報提供することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事

務又は事業に関する情報であつて、情報提供することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(一部提供)

第6条 実施機関は、前条の規定により提供することができる情報と非提供情報が併せて記録されている場合において、非提供情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いて、死者情報を提供するものとする。

(死者情報の存否に関する情報)

第7条 申出に対し、当該死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、当該死者情報を提供することとなるときは、実施機関は、当該死者情報の存否を明らかにしないで、申出を拒むことができる。

(情報提供の決定)

第8条 実施機関は、当該死者情報を提供する旨又はしない旨の決定をし、情報の全部又は一部を提供する旨の決定をしたときは情報提供決定通知書(第2号様式)により、情報の全部を提供しない旨の決定をしたとき(前条の規定により申出を拒むとき、及び当該死者情報を保有していないときを含む。)は情報非提供決定通知書(第3号様式)により、申出者に通知する。

(情報提供の方法)

第9条 情報提供の方法は、当該死者情報が文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録(条例第2条第1項に規定する電磁的記録をいう。)に記録されているときは伊勢原市情報公開条例施行規則(平成16年伊勢原市規則第3号)第7条に定める方法により行うものとする。

(写しの交付等)

第10条 前条の規定による写しの交付の部数は、申出1件につき1部とする。

2 写しの交付に要する費用は、前納とし、その額は、伊勢原市行政文書等の写しの提供に関する規則（平成9年伊勢原市規則第1号）第2条に定める額とする。

3 申出者が写しの送付を求める場合は、申出者は、当該送付に要する費用を納付しなければならない。

（手数料）

第11条 情報提供に係る手数料は、無料とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年3月29日告示第64号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお当分の間使用することができる。

別表第1（第3条、第4条関係）

遺族等の区分	申出対象情報	死者との関係を確認することができる書類
相続人	被相続人である死者から相続した財産に関する死者情報	戸籍謄本（原本）その他の相続人であることを証する書類
	被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する死者情報	
遺族（父母、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは子又はこれらに準ずる者）	死者の死に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権、遺贈その他の権利義務に関する死者情報	示談書、和解書、裁判の確定判決書、遺言書その他の遺族が慰謝料請求権等を取得する者であることを証する書類
	診療報酬明細書等に関する死者情報	戸籍謄本（原本）、住民票の写し（原本）その他の死者の遺族であることを証する書類
	介護に関する死者情報	
親権者	死亡時において未成年であった子に関する死者情報	戸籍謄本（原本）その他の死者の死亡時の親権者であったことを証する書類

別表第2（第3条、第4条関係）

代理人の区分	代理人であることを証する書類
未成年者である遺族等の法定代理人	戸籍謄本（原本）、住民票の写し（原本）その他の未成年者の法定代理人であることを証する書類で、申出をする日前30日以内に作成されたもの
成年被後見人である遺族等の法定代理人	後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（原本）その他の成年被後見人であることを証する書類で、申出をする日前30日以内に作成されたもの
遺族等の委任による任意代理人	<p>次に掲げる事項を記載し、及び遺族等が押印した委任状（原本）で申出をする日前30日以内に作成されたもの</p> <p>(1) 遺族等の住所、氏名及び電話番号</p> <p>(2) 委任事項</p> <p>(3) 任意代理人の住所、氏名及び電話番号</p> <p>委任状には次に掲げる書類のいずれかを添付する。</p> <p>(1) 委任状に委任者である遺族等の実印を押印した場合、印鑑登録証明書（原本）</p> <p>(2) 委任者である遺族等の運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物</p>

別表第3（第4条関係）

書類の区分	提出又は提示する書類
<p>申出者本人であることを確認することができる書類</p>	<p>次のいずれかの書類で、情報提供申出書に記載されている申出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されているもの（提示の場合は原本）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 運転免許証 (2) 健康保険資格確認書 (3) 個人番号カード (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる書類として実施機関が適当と認めるもの
<p>死者が死亡していることを確認することができる書類</p>	<p>次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 戸籍謄本（原本） (2) 住民票の除票の写し（原本） (3) 死亡診断書

第1号様式（第4条関係）

情報提供申出書

年 月 日

伊勢原市長（実施機関の長） 殿

郵便番号
 申出者 住所又は居所
 （代理人による申出の場合は代理人）
 氏名
 電話番号

伊勢原市死者情報の提供に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり情報提供を申し出ます。

申出に係る死者情報の対象者（死者）	氏名	
	生年月日	
申出を行う死者情報		
申出者の区分	遺族等 <input type="checkbox"/> 遺族（ <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 上記の者に準ずる者（ ） <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 親権者	
	代理人 <input type="checkbox"/> 遺族等の法定代理人 <input type="checkbox"/> 遺族等の委任を受けた任意代理人	
代理人による申出の場合の遺族等（被代理人）の氏名等	氏名： 住所： 電話番号： 遺族等の区分：	
申出の理由		
提供方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望する）	
本人確認の方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険資格確認書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）	

【処理欄】（記入しないでください）

事務担当		備考		受付番号	
------	--	----	--	------	--

- 1 □のある欄には、該当する□内に✓印を記入し、該当する場合は（ ）内に必要な事項を記入してください。
- 2 申出時には裏面の書類の提示又は提出が必要です（送付による申出の場合は提出）。

（表）

<必要書類>

書類の詳細は要綱の別表を参照してください。

(1) 共通書類

ア 申出者の本人確認書類（運転免許証等）

イ 死者が死亡していることを確認することができる書類（戸籍謄本（原本）等）

ウ 遺族等と死者との関係を確認することができる書類（戸籍謄本（原本）等）

(2) 代理人による申出の場合

(1) の書類のほか、代理人であることを証する書類

(3) 送付による申出の場合

(1) 及び (2) の書類のほか、申出者の住民票の写し（原本）等で申出をする日前30日以内に作成されたもの

情報提供決定通知書

伊（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長（実施機関の長） 印

年 月 日に申出のありました死者の情報提供については、次のとおり提供することに決定しましたので、伊勢原市死者情報の提供に関する要綱第8条の規定により通知します。

提供する死者情報の内容			
決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 全部		
	<input type="checkbox"/> 一部	提供しない部分	
		提供しない理由	伊勢原市死者情報の提供に関する要綱第5条第 号に該当 (具体的な理由を付記)
提 供 方 法 の 区 分	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴	<input type="checkbox"/> 写しの交付	
情 報 提 供 の 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
情 報 提 供 の 場 所			
事 務 担 当	電話番号		
備 考		受付番号	

- 1 情報提供を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 情報提供を受ける際に本人であることを確認しますので、備考の欄に記載されている書類を係員に提示してください。
- 3 「情報提供の日時」が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等でご連絡ください。

情報非提供決定通知書

伊（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長（実施機関の長） 印

年 月 日に申出のありました死者の情報提供については、次のとおり提供しないことに決定しましたので、伊勢原市死者情報の提供に関する要綱第8条の規定により通知します。

申出に係る死者情報の内容	
提供をしない理由	<input type="checkbox"/> 伊勢原市死者情報の提供に関する要綱第5条第 号に該当 <input type="checkbox"/> 伊勢原市死者情報の提供に関する要綱第7条に該当 <input type="checkbox"/> その他（ ） （具体的な理由を付記）
事務担当	電話番号
備考	受付番号